

第1期甲斐市こども計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第1期甲斐市こども計画策定業務委託

2. 目的

本市では、現在「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という）を策定している。

この第2期計画が、令和6年度で満了すること、また、令和5年4月施行の「こども基本法」において、市町村に「こども計画」の策定が努力義務化されたことから令和7～11年度を期間とする「第1期甲斐市こども計画」の策定に向けて、子ども・子育て支援に関する生活実態や子ども・若者計画及び子ども・貧困対策推進計画を一体的に策定し支援施策を明確にした「第1期甲斐市こども計画」を策定するものである。

3. 業務委託期間

契約締結日翌日から令和7年3月14日

4. 包含する計画（事項）

- ①子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条に基づく計画）
- ②子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- ③子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条に基づく計画）

5. 業務内容

（1）アンケート調査

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。宛名ラベルの購入及び印刷は市が行い、調査票、発送用封筒及び返信用封筒の印刷、封入封緘ラベル張り並びに発送に係る経費は、受託者の負担とする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象・配布数	<ul style="list-style-type: none">◆子ども・子育て支援事業計画策定部分<ul style="list-style-type: none">①未就学児童の保護者：3,000票（回収率60%見込み）②就学児童の保護者 1,000票（回収率60%見込み）◆子ども・若者計画部分<ul style="list-style-type: none">③小学5年生 本人500票（回収率60%見込み）④中学2年生 本人500票（回収率60%見込み）⑤高校2年生 本人500票（回収率60%見込み）⑥一般市民（18～39歳） 本人500票（回収率60%見込み）◆子どもの貧困対策推進計画部分<ul style="list-style-type: none">⑦一般市民 300票（回収率60%見込み）◆お礼状兼督促状（官製はがき）6,300通
----------	---

	郵送法で実施し、インターネットを経由した回答も可とする。 WEB での回答フォーマットの作成も委託費に含むものとする。
設問設計	受託者は、国の基本指針やこども大綱を基に、現在の甲斐市の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。

※調査対象者は無作為に抽出する。

(2) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」等の取組への評価などを整理し、甲斐市の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。

(3) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。

(4) フィードバック資料の作成

こどもの意見聴取の結果、どのように計画に反映させることになったのかについて、住民に広くフィードバックするための概要資料及びこどもにフィードバックするための概要資料を作成する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 会議の運営支援

甲斐市の子ども・子育て会議（5 回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(7) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して甲斐市に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6. 成果品

- ①アンケート結果報告書（A4 判、150 頁程度、墨 1 色刷）：デザインのみ
- ②こども計画（A4 判、200 頁程度、4 色刷）デザインのみ
- ③こども計画 概要版（A4 判、8 頁程度、4 色刷）デザインのみ
- ④計画策定支援のために作成した資料
 - ・上記、電子データ一式（CD-R 2 枚）

※成果品については、甲斐市にて印刷会社に別発注するため、ワード、エクセル等で編集が可能なもの、PDFデータ等その都度協議するものとする。

ただし、打合せ等に必要な資料等は受注者が用意するものとする。

- ・その他情報提供資料一式

7. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ甲斐市と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、甲斐市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。

以上